

全国健康保険協会管掌健康保険

令和7年度「被保険者に対する健診機関の施設内における特定保健指導の遠隔面談分割実施に係る業務」の委託機関の募集について

1. 委託業務概要

被保険者に対する特定保健指導の遠隔面談分割実施（施設内）に係る業務について、委託機関を募集します。主な業務内容は、健診機関の施設内（検診車による実施を除く）で特定保健指導対象者に特定保健指導の遠隔実施を行う保健指導機関に誘導する業務となります。

2. 委託契約及び委託契約期間

委託契約は、全国健康保険協会山形支部長と委託条件を満たした機関との間に「令和7年度 被保険者に対する健診機関の施設内における特定保健指導の遠隔面談分割実施に係る業務契約」を締結します。

なお、委託期間は、令和7年4月1日から翌年3月31日までとします。

3. 受託要件

- ア 生活習慣病予防健診実施要綱に基づく健診の実施機関であること
- イ 事業実施年度において支部から、特定保健指導業務を受託していないこと
- ウ 事業実施年度において支部から、被保険者に対する特定保健指導の初回面談早期実施に向けた予約事業に係る業務を受託していないこと
- エ 事業実施年度における被保険者の特定健診受診者数見込みが1,500人以上（検診車を有する健診機関においては、検診車での実施を除いた施設での受診者数）であること

4. 委託要領及び仕様書の配付

日時 令和7年2月20日（木）から令和7年3月6日（木）

場所 山形支部保健グループ

連絡先 023-629-7235

5. 提出書類

- (1) 受託申請書
- (2) 従事者名簿
- (3) 見積書兼計画書

6. 受付期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月7日（金）まで

受付時間 8:30 から 17:15 ※土日・祝日は除く

7. 提出・問い合わせ先

〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階
全国健康保険協会山形支部 保健グループ (担当) 半田
電話 023-629-7235 (FAXでの提出は不可)

8. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。
- (3) 契約の締結は全国健康保険協会山形支部の令和7年度予算が認可されることを前提とします。

以上